

C・R・ウイットレシイ

## 「國家的利益と國際カルテル」

Charles R. Whittlesey, Ph. D.: National Interest and International Cartels,  
The Macmillan Company, New York, 1946, pp. vi+164.

木曾榮作

資本主義體制下に於ては、企業はその利潤率の引上げ乃至は維持の目的のために集中形態を探ることが可能であるが、これら企業集中形態の一種に所謂「カルテル」(Cartel; Kartell)と稱せられるものがある。

カルテル形態が他の集中形態と類別せられる特質は左のようなものであると言ひ得よう。

- (a) カルテルは同一産業部門に屬する企業單位間に於ける協定に基く連合體である。
- (b) カルテル構成企業單位は法律上獨立性を保持している。
- (c) カルテル結成の目的は當該市場に獨占的影響を及ぼすにある。

このような本質を持つカルテルは、その國內カルテルから理念的・空間的に擴延して國際的規模に發展して所謂「國際カルテル」(International Cartel)の發生を見るに至つたのであるが、國際經濟に及ぼす國際カルテルの影響はその發生以來つねに大きな課題として提出されているものであるが、世界第二次大戰という一大空隙によつて國際カルテルの動向も一時的には知り得なかつた。戦後に於ける國際カルテルはその經濟的性格と相俟つて政治的性格を

C・R・ウイットレシイ「國家的利益と國際カルテル」

愈々露呈しつつあるが、國家的利益と國際的關係とを如何に調和せしめるかということとはまさに一大課題でなければならぬ。いま、ここに紹介の筆を進めようとする一書はまさしくこの課題に對する一つの解明の手がかりとなるものと考えられる。

本書の著者 Charles R. Whittlesey 博士は現在アメリカ合衆國ペンシルヴェニア大学の金融及び經濟學擔當教授であり、一九二一年より一九二四年迄 American University of Beirut に於て教授し、一九二八年より一ヶ年に亘り The United States Tariff Commission (合衆國關稅委員會) の顧問の要職につき、一九三四年にはトルコ國へのアメリカ經濟使節團の一員として加わり、一九三五年より翌年迄は Social Science Fellow in Europe となり、戦後に於ては一九四二年より三ヶ年間は National Bureau of Economic Research の研究員として活躍している。主著としては、次のようなものがある。

Governmental Control of Crude Rubber (Princeton University Press)

International Monetary Issues (McGraw Hill)

Golden Avalanche (Princeton University Press)

本書は九章より成りその内容は次のように構成されている。

第一章 カルテルの問題

第二章 根本的問題—自由經濟體制下のカルテル

第三章 カルテルは平和と安全の一脅威であろうか

第四章 カルテルはアメリカ輸出貿易に不可欠であろうか

第五章 カルテルとアメリカ特許制度

第六章	カルテル政策の構圖
第七章	カルテル問題解決への提案
第八章	カルテル問題解決への歩み
第九章	結 論

本稿に於ては紙幅の関係上、第三章より第六章迄を割愛し、本書の中心となるべき第一・二・七・八及び九章の五章に止めることとした。尙、國際カルテルの本質・形成・構造については、拙稿「國際カルテル序説」(小樽商科大學開學記念論文集第二分冊、昭和二十五年三月刊行)を参照せられたい。

## 一、カルテルの問題

著者は先ずカルテルの本質を、「カルテルとは産業上の競争に對して何らかの規制を及ぼす目的を以て存在する同一又は類似の産業部門に於ける獨立企業體の連合組織である。」と規定し、國際カルテルは、カルテル構成單位が二つ以上の政府の下にあるか、又は國外に於て企業を營む場合に存在すると定義する。

カルテル結成の目的は、個々の企業單位が曝されることある「市場危険」(market risks)を減殺するにあるが、この市場危険は所謂“cutthroat competition”の結果としての價格の急落・新賣手の市場への割込み・市場攪亂及び新生産方式の不測の導入に基く投下資金の危殆化というような競争的障壁という形態をとる場合にカルテル結成の主因として作用するに至る。

カルテルを論難する者は、競争排除による價格引上げと超過利潤收得を目的とする獨占形成という二點を特に強調

するに對して、これを支持する人々はカルテルにより一産業部門に於ける秩序を確立し、生産・價格・利潤に對してヨリ高度の安定を齎らし得ると主張する。

アメリカに於ては、カルテル可否論は「トラスト禁止法」(The United States Anti-Trust Laws)を繞つて頗る活潑に行われているが、國際カルテルを非難する論者はトラスト禁止法を外國貿易の部面にまで擴張適用すべきであると主張しているが、トラスト禁止法は「rule of reason」として解釋すべきものであるという思潮が擡頭してきていると著者が指摘していることは注目に値する。その例證として、アメリカに於ては既に國內企業にあつても、鐵道業及び公企業には獨占形態が一般に認められている事實が擧げられているが、著者はこれを以てアメリカ國民が“good monopolies”という理念を既に是認している證左として居り、これは國際カルテルにも擴張されるべきものと説くのである。

このカルテルの存在を是認する判斷基準としての、カルテルの質的分析はかつてのドイツの理念に基くカルテル排斥論に對して新しい視角を與えるものと言ひ得ようが、問題は一つのカルテル組織の“Good or bad”決定の判斷基準に係ることとなる。

戰時及び戰後のカルテルに及ぼす影響については、先ず戰爭發生はカルテル結成に拍車をかける諸條件を生み出すものであるが、更に戰後にあつては或る産業部門に於ては生産過剰という現象によつてカルテル化が活潑となる傾向が見られる。ゴム・アルミニウム及び海運の如きはその適例として擧げられよう。これに反して、今次大戰に見られたように、戰時中にあつては特許權及び商略上の秘密保持による技術的知識の獨占は國防上軍需産業生産力の擴充の必要から著しく弱体化せられ、また新商品及び代用品の生産の急速な進歩がカルテル化の上に大きな障礙となつたことが指摘されなければならない。戰時經濟體制から平時經濟體制への移行過程に於ては、生産と消費との均衡維持が

最大の注目をひくことは當然であり、かつて“Kinder der Not”としてドイツの諸学者によつて唱えられてきたカルテルに對する理念とは異つた立場からカルテルを支持する傾向が一部に現れつつある。例えば、イギリスに於てはアメリカ及びソヴェットの工業生産力擴充による海外市場への影響に刺激せられてカルテル化への方向を辿る傾向が特に見られるが如きこれである。

惟うに、世界を通じて經濟政策の目標は、完全雇傭にあることは既に是認せられている所であろうが、カルテルはこの經濟政策の目標に對して果して如何なる關係を持つかが今日のカルテルを繞る課題の中心となるものと言ひ得よう。カルテルを支持する一派の人々はカルテルは經濟計畫の促進と産業の安定助長に役立ち得ると主張するに對して、反駁論者は需給の非弾力性の發生・新企業（特に中小企業）の抑制・警戒的政策及び制限的慣行の助長の結果として高水準雇傭の維持を妨げるものと論ずる。

カルテル問題がこのように經濟政策との關連に於て今日の中心課題となつてゐるその根底は、カルテルが自由競争から逸脱するという點にこれが求められなければならない。蓋しこの自由競争よりの逸脱は、生産者と消費者とに至大な影響を及ぼすからに外ならない。

この問題は、政策的にはかゝる競争よりの逸脱を法的に是認する公共政策の是非論に歸することとなり、若しこれを是認する立場をとる場合には、その是認の限度・産業部門及び保全方法が問題となるであろうし、これを否認する場合にあつてはカルテルへの介入を防止するための實際的方法が問題として提供されることとなる。

近年アメリカに於ける國際カルテルへの反對論の根據は、一つにはカルテルの存在はアメリカの傳統的自由經濟體制の維持と相容れず且つ害を及ぼすからであり、二つには特にドイツによるカルテルの利用の經驗からして、カルテルは世界平和への一脅威となり且つアメリカの軍事的安全を著しく脅してきたというにある。

これに對して、國際カルテルの支持論の主要根據は、好むと否とに拘らず、カルテルは國際貿易の「確立した制度」(established institution)の一つである以上、アメリカの實業人は將來の世界貿易に於て積極的役割を演じようとするためには、カルテルに参加し得るようにならなければならないという所に見出される。

(註) アメリカの「トラスト禁止法」(The United States Anti-Trust Laws)は初め一八九〇年七月二日發効のThe Sherman Actを基本法として生れ、其後一九一四年十月十五日發効のThe Clayton Act によつて補足されたもので、後者は更に一九一六年及び一九二〇年に修正された。

## 二、根本的問題—自由經濟體制下のカルテル

著者はカルテル組織に對する最も根本的な反駁論據を、カルテルが自由競争社会に於ける經濟組織の機能と相容れないという點にこれを認める。經濟組織の獨占形態化はドイツとソヴェットに於てその最高次の發展段階に達したものと、カルテルは國家資本主義乃至は社会主義とは矛盾することなく行われているが、アメリカの如き個人資本主義體制の國に於てはカルテルはむしろ一種の「變態」(anomaly)であるとする。即ち、個人の自由選擇を基調とする經濟體制にあつては、カルテルは生産者と消費者の自由を制約せずにはおかないが故であるとの理由に基く。個人的競争はその缺陷を包藏しつつも、經濟活動を導く自動的機構を提供するものであるが、カルテル組織の下に於ては最低生産費従つて最低價格生産者が殘存して、最高價格生産者が排除されるという論理的根據を見出し得ないものと斷じ、かくしてカルテルにあつては、他の獨占形態と等しく、生産増加よりはむしろ生産制限の手段に訴えて所得の増加が齎らされることとなり、のみならず、新生産者の介入の自由が妨げられることすらあらうから、かくしてカルテルは生産の最大限度化と民主主義の原則に背馳するものであると論斷している。

もつとも、カルテルが價格政策上に於ては、一般的にはヨリ高い價格とヨリ多くの利潤獲得を目標とするものとしても、これを以てカルテルの目的と論斷することの誤謬を著者は指摘している。即ち、カルテル組織の下に於ける價格決定の理論は、カルテルの獨占力の度合が強く作用するため、平均生産費乃至は限界生産費が價格決定の要素とはならなくなり、カルテルの意識的目的に合致する點に於て價格が定められるものとする。カルテルの目的は、一般にヨリ高率の利潤に集中するとはいへ、價格・生産及び利潤の安定化、投資の保全並びに競争の回避という重要な目的をも持つものであることは著者の強調する所である。この點に關連して、生産者がヨリ高率の利潤追及の豫想を持つ限りは競争を續けるという經濟過程を經濟学者は考えることに慣らされているが、このような一般化は現實と離れること凡そ遠いものと論難している。即ち、既に比較的營利を収めている企業體は、たとい終局に於てはヨリ高率の利潤を獲得する自信を持ちつつも、激甚な競争の行われている特定市場に乗り込んで争うことはむしろ回避するであらうし、殊に競争者が既にこの特定市場に於て企業を行つている場合は然りと説いているが、これは、その現存する競争の程度と自己の經營全般の強度との調和の問題といふべきであらう。

かくして、著者はカルテル及び准カルテル (Quasi-cartel) 協定は外國市場に於ては國內市場に於けるよりは、場合によつては、ヨリ低い價格を維持する方向をとることが見出されると説き、その著例として Tungsten carbide を挙げている。然し著者も指摘しているように、このような例は未だ確證としての價值は疑問に屬する。

カルテルが人爲的な價格を維持することを所期しつつもこれを制約する明らかな條件が存在する。即ち、先ず有效なカルテル化を企圖する能力を擁する企業單位がその數に於ては産業部門の全企業數に對して相對的に於て少いこと、第二にカルテルの内部に存在する諸力がカルテル自體の力を制約することである。既に述べたように過度な高價格の維持は競争を激化させ、カルテル内部の結成状態が不安定な場合にあつてはカルテルの崩壊を齎らすこととな

る。第三に、カルテルは或種の外的制肘を受けることがあり得るといふことである。事實上、カルテルはカルテル外の生産者又は代用品の生産者からの競争の脅威に曝されるものであり、しかもこの脅威は現在の生産高よりは潜在的な生産高に於てヨリ重大な意味を持つことは言を俟たない。この種の外部的競争はアメリカのような、比較的大きな自由市場と自由競争の傳統を有する大國に於ては他の小國に比してヨリ有效となる。

カルテルの價格に對する影響力の正確な評價はこれを測定することが必ずしも容易でない事實から、正確を期し得ないことは消費者の購買態度、國策等による要因を考えれば明らかであろう。

尤も、一般的にはカルテル化價格は非カルテル化價格に比して變動性の少いことは疑いの余地がない。然しこれはカルテルの存在が必ずしも有力な要因として作用するものとは斷言し得ない。例えばアメリカに於ける自動車の價格安定の如きはカルテル組織に基くものではないことを見ても明らかであろう。

カルテルが果して—カルテル支持者の主張する如く—價格の弾力性を齎らす役割を演ずるものであるかという問題は依然として一大論點である。従つて、景氣安定へのカルテル政策の寄與ということもなほ疑問の余地が多分に存する。アメリカに於ては、景氣安定政策は全面的に、有效需要總量の維持の諸方策としての財政々策及び公共事業政策等を通じて行われているのである。著者はかくして、個々の商品の價格を安定させる通貨支出總額の安定を通じての産業活動維持による景氣安定政策に對しては、カルテルはむしろ阻害的な作用を及ぼすものと斷ずる。

蓋し、價格は商品及び用役の生産を消費大衆の希求に自動的に調和せしめる機構の一重要部分であり、自由競争價格がカルテルのためにその本質的機能を發揮し得ない場合があるや否やの吟味が頗る重要となる。

生産過剩の状態の下に於ては、少くとも自由競争下にあつては、價格は過剩生産力が排除せられ最も能率的な生産者の望ましき數のみが生産を行う状態に於ける點まで價格が低落することを理想とするものである。尤も、一面この

過程には、過剰供給量が長期的均衡率よりかなり下廻つた點まで價格を低落せしめるといふ可能性が伏在しているが、これは企業に投下した資本・設備及び技術的熟練を無用に犠牲とし、従つて社会に對する經濟的損失を齎らすこととなる。

然らば、價格の自由變動の下に於ては果してこのような異狀的現象は自動的に矯正されるであろうか。

著者は—經驗的に—カルテルは疑いもなく自由競争の齎らす弊害のいくつかを避ける作用をなすことを是認しつつも、同時にカルテル自體に於て重大な危険を招致するものと主張する。即ち、競争もカルテルも共に、生産過剰の社会的負擔を免かれしめるものではなく、何れも生産過剰状態に對處する手段に於て異なるのみであり、競争は價格の低落と企業の破綻により、カルテルは生産と價格の維持による生産過剰の繼續という方法に訴えるものである。

吾々の經濟秩序を動かす窮極の力は自利心 (selfishness) であるが "enlightened selfishness" なるものは他人の自利心をも自己の自利的行動の規制のために要求するものでなければならぬ。利潤追及は經濟活動の是認さるべき規制力であるが、このためには個人の相對的な自由が前提となるべきものであり、従つて自由企業組織の第一前提要件は自由に存することとなる。

生産が自由組織の下に於て行われる場合の大きな利點は、競争費用が目的的に生ずることにあるもので、能率と大衆の希求に應ずる場合に、或る特定集團の利益のためではなく一社会全體の利益のためでなければならぬ。

競争は個々の生産者の利益と社会の利益とを調和せしめるが、獨占の社会に於ては社会の利益はむしろ縮減せられる。故に、かかる經濟的自殺行爲を防止するのは國家の責務でなければならぬ。

かくして、著者は次の如く結論する。アメリカの如き經濟社会に於ては、カルテルは discourage せらるべきであると。何となればカルテルは競争的でもなく、また民主的でもないからである。

### 三、カルテル問題解決への提案

アメリカの反カルテル的態度の基因は、戦争に對するヒステリヤ・排外的思想及び特に大企業に對する潜在的敵意等によつて彩られる諸要因に求められると共に、これらは更に純粹な形態に於ける競争と獨占が決して存在しなかつたという事實によつて更に複雑化するものと著者は考え、従つてアメリカの獨占到對する政策は時代精神と共に變遷していると觀るのである。

カルテル問題解決のための提案として、アメリカに於て見られるものとしては次の三つが代表的である。

- (一) カルテルは特殊の場合を除外して、積極的に是認せらるべきであるという提案
- (二) カルテルを制限的基礎に立つて是認しようとする提案
- (三) カルテルを促進すべしという提案

第一の立場に於ては、次の如き特殊の場合をカルテル結成の除外の對象とする。

- (a) 國防に關連する場合
- (b) 稀少・不可欠物資に關連する場合
- (c) 公共保健・道德に關連する場合
- (d) 深刻な危機發生の場合

しかして、この管理はアメリカの Federal Trade Commission に類似する國際機關に委ねるべきものとする。この考え方は、主としてアメリカの政治家・官僚が抱懷するものであることは注目すべきであらう。

第二の提案は National Foreign Trade Council に於てその主唱者を見出すものであるが、それによればカルテ

ル協定は「取消可能の承認」(revocable approval)付条件として認むべきとし、國務省に於て特定のカルテル協定が外國の法律及びアメリカの對外經濟政策に鑑み、アメリカ國內の商業を不合理に制約することなく、且つ國內競争者の貿易取引を制肘することがない場合に於てカルテルは認められるべきものとする。

第三の提案は The Carrier Corporation の副社長 Heman Greenwood 氏の主張するものであるが、氏はアメリカの現行法である Webb-Pomerene Act を修正することが最も實際に即したものと斷ずるのである。即ち國際的部面に於ては、Webb-Pomerene Associations を出來得る限り多くの産業部門に設立せしめ、新加入者がその責務を履行する限りはこの組織に均霑せしむべしとするもので、これは經濟的觀點からは、この組織への自由加入に特質が見出される。

以上の諸提案は各々その立場を異にするとはいへ、綜合的には次の諸提案の何れかを包含するものと歸納し得よう。

- (一) 合衆國の外國貿易活動を規制する諸法律はヨリ明確化せらるべきこと
- (二) 行政的機構は改正せらるべきこと
- (三) 實業人の行動決定の基準をヨリ容易にする措置が講ぜらるべきこと
- (四) 消費者の利益が考慮せらるべきこと
- (五) 現行の特許制度は改正せらるべきこと
- (六) カルテルの存續が認められる場合に於ては、それへの加入は可及的に自由にせらるべきこと
- (七) カルテル結成が希求せられる場合に、小規模産業部門を加入せしめるため、國家權力が行使せらるべきこと

## 四、カルテル問題解決への歩み

國際カルテルに對するアメリカの採るべき方法は、これを許可するか、防止するか或は選擇的に認めるかの三つが存すると著者は考へている。

原則として、アメリカの對カルテル政策はその經濟的及び政治的理想に出来る限り接近し、而も運用の妙を得なければならぬ。かくの如き政策の樹立には、根本目的の決定・管理組織の計畫及び實施基準の設定の三つが要求されることとなる。

さて國際カルテルに對する政策は經濟政策一般の一部面に過ぎないものであるから、國家のその他の諸政策と關連して、常に國家政策の根本的目標に照應して樹立されなければならないものである。然し、如何なる政策も長短を免がれ得ないものである限りに於て、その長短のバランスを政策決定の基準とする外に方法は見出し得ない。

かくして、窮極的には、獨占に對する全體の方策はアメリカ人の知的遺産によつて支配せられる哲學的態度によつて主として決定される如くに考へられると著者は斷ずる。

商事協定に對する公共政策の英米に於ける相違は同一の *Common Law* の背景に立ちながらも、よくその國民の態度を物語つていふと言ひ得ようが、イギリスに於ては、契約自由を強調するに對して、アメリカにあつては國內企業自由を強調している。公共政策の立場からは、少くとも歴史的にはアメリカにあつては、カルテルが公共政策の樹立に如何なる影響を與えるかという決定的證據は認められない。

社会政策的立場からは、形態的にはカルテルは企業組織の一形態に過ぎないものである限り、カルテル自體としては根本的重要性を必ずしも持つものではないが、問題はカルテル政策を實現せしめる源泉としての經濟力そのものに

存すると言わなければならぬであろう。若しこの經濟力が排斥せられるべき性質を具有している場合には、これを是正すべき根據が見出されることとなる。

著者の見解によれば、カルテルを排除するものとしても、アメリカの特許制度を改めることなくしては、カルテルに代るべき何らか他の形態の組織が発生する可能性が依然として残るものと考えるのである。

カルテルが果して望まじきものであるか否かの問題は、アメリカ人が欲する經濟の型・政治の形態及び政治に従事する人々と不可分の關連を持つものであるが、今日のアメリカ人の經濟生活に於ては、國際カルテルは一般的には問題外とされている如くである。

著者は更に進んで、國際カルテルに對する國際的部面に言及して、その能率的管理のために一種の國際管理組織の設立を提唱しているが、これは International Labor Office に類似するものを型として考え、その果すべき役割は國際カルテルに關する諸問題の研究とカルテルを繞る諸問題の對策劃定を主とし、その構成員は各方面の利害關係者を代表する人々―企業家・經營者・消費者・労働者・農業者等―を包含せしむべきものとしている。

カルテル問題は、その結成を認める判定基準に於て幾多の困難性を伏在することは既に論及した所であるが、國際カルテルに關する限りに於ては、經濟的のみならず、政治的及び軍事的性質を有する諸問題の絡み合いが発生するものであるが、經濟的觀點からはその他の考慮は排除せらるべきこと論を俟たない。アメリカの過去五十年間の歴史は國內に於ける獨占禁止政策を強力に踏襲しているものであり、著者はこれを更に推進せしむべきであると主張する一人である。

## 五、結 論

カルテル問題は社会政策及び經濟政策の一つの根本的問題の一部面であり、世界各國が直面しているものである。いわば、自由と統制の均衡點を何處に求めるかの問題といふべきであろう。完全な意味に於ての *Laissez Faire* は未だ會て存在したことはないとしても、この經濟自由主義と統制主義乃至は全體主義との兩極端の間に於て、バランスを如何なる點に見出すかといふことは今日に於て最も切實に要求せられてゐる所である。

著者はこの問題に對する解答の契機を「經濟計畫」(economic planning)の本質の解明及びその好ましき型のものを果して是認するか否かに求めている。著者によれば、「經濟計畫」なるものは經濟の個別的各部分に關する特定の處置乃至は政策を矛盾することなき全體に統合するための企畫でなければならぬ。少くとも過去のアメリカに於けるカルテル又は關稅に對する政策はかかる意味での經濟計畫の範疇には含めらるべきではないと斷定する。

カルテルに對する根本的異論は、カルテルが自由競争から逸脱するのみでなく、かかる逸脱の結果として公共政策の主目的の達成を阻止する點にあると著者は主張している。

企業のカルテル化はアメリカ經濟に對して、輸出入の制限を廢らし、従つてアメリカの外國貿易總量を縮減せしめ、その結果として國際分業の利益のある部分を犠牲にし、完全雇傭の維持を更に困難ならしめる可能性を持つものとする。他面、社会政策的立場からはカルテルに對する絶對的な意味に於ての解答は存しないと著者は結論し、この解答は時間の経過がこれを與えるものであり、民主主義を奉ずるアメリカ人の合理的判斷がたえず誤謬を是正してゆくものであると論斷している。

自由主義の下に於ける經濟の本質は“market forces”にあるとの根本前提に立つて、著者はこの力の自由な機能こそが消費者と生産者の利益を自動的に調節するものであると固く信じている。

かくして、カルテルはアメリカに於ては、公共の利益に反するものと斷定しているのである。